

別表（Ⅵ）高等学校教諭一種免許状（公民）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

2019年度～令和4年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツⅠa 健康スポーツⅠb 健康スポーツⅠc 健康スポーツⅡa 健康スポーツⅡb 健康スポーツⅡc（スキー） 生活と健康		1 1 1 1 1 1 2	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA 英語ⅠB	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	事前・事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 2 2	2	※1
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		23		24	2	24単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に	単位数	左記に対応する開設授業科目	備考
----------	-----	---------------	----

定める科目区分等			授業科目	必修	選択必修	選択	
科目区分	各科目に含まれることが必要な事項						
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学	2			※2
			国際法	4			
			行政法Ⅰ			4	
			民法・基礎Ⅰ			2	
			民法・基礎Ⅱ			2	
刑法Ⅰ			4				
憲法Ⅱ		4		4			
行政法Ⅱ			4	2			
租税法			4	4			
民法Ⅱ			2	4			
民法Ⅲ			2	4			
民法Ⅳ			2	4			
刑法Ⅱ			2	4			
国際機構論			2	4			
商法Ⅰ			4	4			
商法Ⅱ			4	4			
商法Ⅲ			4	4			
知的財産法			4	4			
労働法			4	4			
社会保障法			4	4			
国際経済法			4	4			
20単位	「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	経済学入門Ⅰ	2			※2 ※2	
		経済学入門Ⅱ	2				
		マクロ経済学		4			
		ミクロ経済学		4			
		経済史			2		
		計量経済学			4		
		経済データ解析論			4		
		経済学史			4		
		日本経済史			4		
		外国経済史Ⅰ			4		
		国際経済学	2				
		公共経済学			4		
		労働経済学			4		
		産業組織論			4		
		金融論			4		
		国際金融と世界経済			4		
		現代ファイナンス理論			4		
		国際貿易理論			2		
国際マクロ経済学			4				
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」		哲学		2		} 5科目から3科目選択必修	
		倫理学		2			
		宗教学		2			
		心理学Ⅰ		2			
		心理学Ⅱ		2			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		社会科・公民科教育法Ⅰ	2				
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2				
要修得単位		24		16	10		26単位必修

### ○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照		12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて <b>12単位以上</b> を修得すること。

備考：

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育実習Ⅰ」は、「大学が独自に設定する科目」の単位として含めることができる（※1）。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「憲法Ⅱ」、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」は、いずれか1科目（4単位）を選択必修とする（※2）。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち24単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表（Ⅰ）～（Ⅵ）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科及び教科の指導法に関する科目」（※「社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教育方法」（2単位）について、令和6年度より「教育方法論」（1単位）、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（1単位）に分割される予定です。